

令和4年6月7日

課名	被災者生活支援室
担当	岡崎、片岡
内線	3282、3284
直通	086-226-7876

お知らせ

平成30年7月豪雨に係る被災者生活再建支援金（加算支援金）の 申請期間の再延長について

県では、被災者生活再建支援法人「公益財団法人 都道府県センター」からの延長通知を受け、このたび、被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間を次のとおり再延長しますので、お知らせします。

記

1 対象市町村

倉敷市

2 延長後の加算支援金申請期限

令和5年8月4日（令和4年8月4日から12か月延長）

3 申請期間を延長する理由

災害関連復旧事業等の工期の関係から申請期間内の住まいの再建が見込めな
いため

（参考）

1 被災者生活再建支援金制度について

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互
扶助の観点から拠出した基金等を活用して被災者生活再建支援金を支給

加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金であり、本来、申
請期間は災害発生日から起算して37月以内であるが、被災世帯が期間内に
申請することができないやむを得ない事情があるため、倉敷市については申
請期間を令和4年8月4日まで延長していた。

【加算支援金】

住宅の再建方法	① 建設・購入	② 補修	③ 民間賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

※世帯人数が1人の場合は、上記支給額に3/4を乗じた額となる。

2 被災者生活再建支援法人

県は、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託
している。